

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部改正
出納事務専決及び代決規程の一部改正
鳥取県立農業講習所規程の一部改正
鳥取県行政組織規程の一部改正
鳥取県行政組織規程の一部改正
地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇告示 建築代理業者の登録
私立幼稚園の設置認可
建築代理業者の変更登録
土地の公用廃止
公有水面の埋立免許

規則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十八号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の表中「あゆ〔自六月一日〕（引懸方言ぞろ）」を「あゆ〔自六月十四日〕（引懸方言ぞろ）」に改める。

に、「こゝ、ふな〔自五月一日〕（湖山池及び東郷湖のみ）」を「こゝ、ふな〔自五月十五日〕（湖山池及び東郷湖のみ）」に改める。

第二十八条の表中「うなぎ全長三十五センチメートル以下」を「うなぎ全長三十センチメートル以下」に改める。

第三十二条の表中「ぬかえび〔自十二月一日〕（小だ）」を「ぬかえび〔自四月三十日〕（小だ）」に改める。

00149

もを使用する場合)」を「ぬかえび〔自十二月一日(小)至四月九日〕
だもを使用する場合)」に、「〔自十二月一日(大)だもを使用する場合)〕を「〔自十二月一日(大)だもを使用する場合)〕に改める。
〔至七月三十一日〕(大だもを使用する場合)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後もなお従前の例による。

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十九号

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則
出納事務専決及び代決規程(昭和二十七年二月鳥取県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「五十万円以下」を「五十万円未満」に改め、第十号中「並びに」の下に「五十万円未満の」を加え、第十二号の次に次の三号を加える。

- 十三 果費に属する五十万円未満の支払
- 十四 癖への予算令達の承認及び金庫に対する予算令達額の通知
- 十五 第一号、第二号、第五号、第十二号、第十三号の事項に関する五十万円未満の予算執行の承認

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立農業講習所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十号

鳥取県立農業講習所規程の一部を改正する規則
鳥取県立農業講習所規程(昭和二十四年三月鳥取県規則

第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 講習所の入所出願資格者は左の各号の一に該当する者で、身体強健志操堅実な者とする。

本科

- 一 新制高等学校又はこれに準ずる(農林大臣の指定する)教育機関の卒業者
- 二 旧制中等学校(乙種農学校を含む)卒業後一箇年以上農業に関する試験研究、教育、普及事業又は実務に従事した者

以上農業に関する試験研究、教育、普及事業又は実務に従事した者

実科

新制中学校の卒業者又はこれに準ずるもの
研究科第一部

研究科第一部

農業講習所、農業に関する大学、専門学校の卒業者
研究科第二部

研究科第二部

農業講習所実科を修了したもの
第四条を次のように改める。

第四条 講習所の講習期間は左の通りとする。但し、授

業料は徴收しない。

本科 二箇年

実科 一箇年

研究科第一部 一箇年以上

研究科第二部 一箇年以上

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 実科の課程を次の区分に分け、講習所及び農業試験場分場において農業技術を实地に習得させる。

区分 場 所

- 普通実科 鳥取市吉成 県立農業講習所
- 果実実科 岩美郡津ノ井村 県農業試験場津ノ井果実分場
- そ菜実科 米子市旗ヶ崎 西伯分場

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月十二日から適用する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月十三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十一号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項「民生部中「整理係」を「恩給係」に改める。

第六条第二項五農林部中「入植係」を「開拓係」に改め、「創設係」を削る。

第八条統計企画課中第六号を第七号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 国土調査に関すること

第十二条畜産課中第九号を第十一号とし、第十号を第十二号とし第八号の次に次の二号を加える。

九 蜂蜜に関すること

十 卵業者の登録に関すること

第十二条畜産課中第十一号を次のように改め同号を第

十三号とし、第十二号を第十四号とする。

十三 家畜保健衛生所、県管放牧場、県管屠場及び種畜場に関すること

第十三条道路課中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二十一条第二項中「鳥取県管放牧場」を「鳥取県管大山放牧場」に改める。

第三十五条第二項中「西伯郡境町」を「西伯郡境港町」に改める。

第四十六条第二項中「門司市」を「門司市本町三丁目」に改める。

第五十一条の見出しを次のように改める。

（鳥取県管大山放牧場）

第五十一条第一項及び第二項中「鳥取県管放牧場」を「鳥取県管大山放牧場」に改める。

第五十二条第四項中「西伯郡境町」を「西伯郡境港町」に改める。

第五十九条第一項及び第二項中「支所、」を削る。

第六十条第一項中「支所に支所長を、」を削る。

第六十条第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十三条第三項を削る。

第七十四条中「鳥取県智頭保健所 八頭郡智頭町」を

「鳥取県郡家保健所 八頭郡郡家町」に改める。

第七十五条第二項中「智頭」を「郡家」に改める。

第七十五条に第三項として次のように加える。

八頭郡智頭町に支所を置く。

第八十三条中「境町、」を「境港町、」に改め、「彦名村、崎津村、渡村、上道村、外江町、余子村、中浜村、和田村、大篠津村、富益村、夜見村、城実村、巖村、」

を削る。

第九十一条中「西伯郡外江町、渡村、中浜村、」を

「西伯郡境港町のうち前の外江町、前の渡村、前の中浜村、」に改め、「崎津村、彦名村、」を削る。

第九十三条中「中北条村、」を「北条町のうち前の中北条村、」に、「中北条村、下北条村、」を「北条町、」

に、「東伯郡下北条村」を「東伯郡北条町」に、「下北条村、」を「北条町のうち前の下北条村、」に改める。

第九千六条第二項中「岩美郡浦富町」を「岩美郡岩美町」に改める。

第九十九条中「西伯郡境町」を「西伯郡境港町」に改める。

この規則は、昭和二十九年八月十六日から施行する。

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十二号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条 渉外課關係に次の一号を加える。

七 駐留軍勞務者の雇入、提供、解雇及び給与の支払並びに福利厚生に關すること（昭和二七、七、三三政令第三〇〇号）

第三条 渉外課關係に次の一号を加える。

四 駐留軍勞務者の雇入、提供、解雇及び給与の支払並びに福利厚生に關すること（昭和二七、七、三三政令第三〇〇号）

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百五号
鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。
昭和二十九年八月十三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	本籍地	事務所名称	業務管理者
------	-------	-----	-------	-------

七七 二九、五 九 鳥取市若桜町五二の一
同 右

中国土建工業有限公司 二級建築士
宇治田 光壽

鳥取県告示第四百六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条の規定により私立幼稚園の設置を次のように認可した。

昭和二十九年八月十三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

設置を認可した幼稚園
名 称 あけぼの幼稚園
所在地 米子市西町六九番地
設置者 塩谷 吉衛門
認可年月日 昭和二十九年八月十日

鳥取県告示第四百八号

次の土地はその公用を廃止する。

- 昭和二十九年八月十三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 岩美郡岩美町大字院内字椎ノ尾口一三三ノ内二地先
 - 二 " 一三四次一地先
- （關係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和二十九年八月四日変更登録した。

昭和二十九年八月十三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称

（ろ） 第二五四号 昭和二八、三、二八 森口組 新旧 岩美郡宇倍野村大字宮ノ下一八一番地 鳥取市西町二九九番地

主たる營業所の所在地

森口 達治

鳥取県告示第四百九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、次のように公有水面の埋立を免許した。

- 昭和二十九年八月十三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 埋立の場所 西伯郡宇田川村大字稻吉字竹森、北田井地先

- 二 埋立の面積 天井川旧河川敷五百十八坪
- 三 埋立工事のしゆん功期限 工事に着手の日から向う一箇年以内
- 四 埋立の目的 耕地造成
- 五 埋立の免許を受けた者 西伯郡宇田川村大字稻吉 長谷川 彦吉

